

## 新型コロナウイルス（入国制限措置及び国際旅客便着陸禁止措置の7月31日までの再延長）

在留邦人の皆様へ  
当地滞在中の皆様へ

2021年7月1日

6月30日、同日までを期限としていた入国制限措置及び国際旅客便着陸禁止措置について、7月31日まで再延長する旨の発表がなされましたのでお知らせします。

### 【参考】入国制限措置の概要

1. 全てのミャンマーへの入国者に対する入国制限措置（2020年3月15日付発表）
2. 全てのミャンマー入国者に対する追加的予防措置及びアライバルビザ並びにeービザ発給の暫定的な停止措置（2020年3月20日付発表）
3. 全てのミャンマー入国者に対する陰性証明書の提示義務づけ等（2020年3月24日付発表）
4. 外交団、国連機関職員及び航空機・船舶乗務員を除く全てのタイプの入国ビザの発給停止措置（2020年3月28日付発表）

- 問い合わせ先：在ミャンマー日本国大使館 領事班  
電話：95-1-549644～8  
メール：[ryoji@yn.mofa.go.jp](mailto:ryoji@yn.mofa.go.jp)